

関自整第136号
平成14年11月14日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局自動車技術安全部長

保安基準適合証の不正使用防止対策について

今般、管内の検査登録事務所窓口において、保安基準適合証の提出により継続検査処理した事案について調査したところ、当該適合証に記載されていた指定整備事業者名が現存しないものであったことが判明した。

詳細は、現在、警察当局等において調査中であるものの、この適合証は、管内の指定自動車整備事業者が、自動車整備振興会から配布を受けた後、その保安基準適合証（綴りごと一冊）に事業者名等を一切記載していない白紙状態のまま紛失したものが不正使用された疑いが極めて濃厚である（当該事業者は、紛失に気づいた時点で警察に紛失の届出を行っている）。

こうした、紛失等による保安基準適合証の不正使用の懸念から、これまで、指定自動車整備事業者に対しては、自動車整備振興会から保安基準適合証の配布を受けた際には、紛失等不慮の事故があった際においても不正使用されることの防止対策のために、必ず事業場名、一連番号等を速やかに当該適合証に記載するよう注意喚起してきたところである。

については、貴支局管内の関係団体とも連携し、関係事業者に対するこうした不正使用防止対策の徹底方について周知されるとともに、下記通達を再徹底することにより、保安基準適合証等の適切な管理に努めるよう指導されたい。

記

1. 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」（平成7年3月31日付け、関整整第76号・関整車第1286号）

2. 「保安基準適合証等の取扱いについて」（昭和62年5月11日付け、業務連絡第46号）